

## ● 在宅サービス（訪問系）

## 訪問介護（ホームヘルプ）

要介護  
1~5

## 訪問介護

自宅に、介護福祉士などの訪問介護員が訪問し、入浴、排泄、食事の介護など日常生活上の援助を行います。

「身体介護型」と「生活援助型」の2種類のサービスが利用できます。

通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。

※要支援認定者、事業対象者の方は、介護予防・日常生活支援総合事業（64～67ページ）をご覧ください。  
サービス提供事業所は58～61ページ参照



## ～自己負担のめやす～

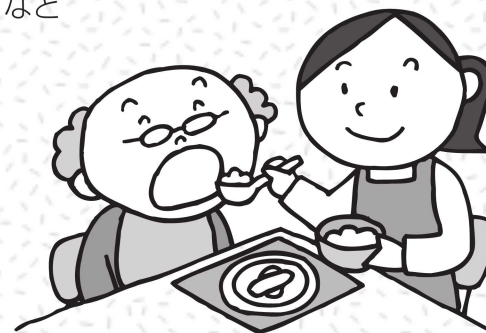
## ○訪問介護（1回あたり）

内容		自己負担が 1割の場合
身体介護	20分未満	163円
	20分以上30分未満	244円
	30分以上1時間未満	387円
	1時間以上1時間30分未満	567円
	以降30分ごとに82円	
生活援助	20分以上45分未満	179円
	45分以上	220円
通院時の乗車・降車等介助 要支援の人は利用できません。	1回につき	97円

★各種加算追加前の料金を記載しています。（令和6年6月より適用）  
詳細な料金については事業所にお問合せください。

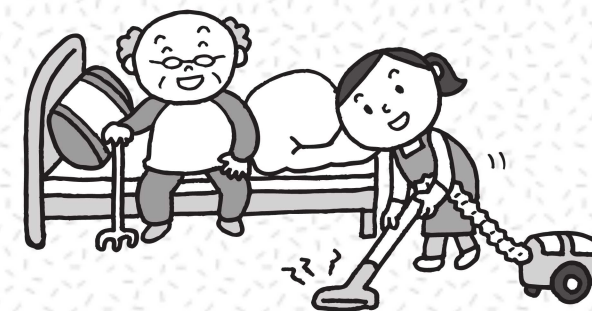
## 身体介護

- 食事や入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱や体位変換
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭
- 通院の付添い  
など



## 生活援助

- 食事の用意、衣類の洗濯や補修、掃除、買い物  
など



## 相談や助言

- 生活上の不安や介護に関する相談  
など



## 通院時の乗車・降車等の介助

- 通院などの際の、乗車・降車の介助および乗車前・降車後の移動の介助



★要支援の人は利用できません。また、移送にかかる費用は別途自己負担があります。

- 生活援助は利用者が自分で家事をするのが難しく、家族や地域からの支援が受けられない場合などに利用できます。
  - 本人の日常生活の援助の範囲を超える場合は、介護給付の対象とはなりません。
- 例：①「直接本人の援助」に該当しない行為、例えば、家族の分の洗濯・調理・買い物・部屋の掃除、来客の応接、自家用車の洗車など  
②「日常生活の援助」に該当しない行為、例えば、庭の草むしり、ペットの世話、大掃除、窓ガラス磨き、家屋の修理、ペンキ塗り、園芸、正月等のために特別手間をかけて行う調理など。

● 在宅サービス（訪問系）

# 訪問看護

要支援  
1・2

介護予防訪問看護

要介護  
1～5

訪問看護

疾患などを抱えている人について、医師の指示に基づき  
看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や、診察の補助を  
行います。

サービス提供事業所は58～61ページ参照



～自己負担のめやす～

○介護予防訪問看護（1回あたり）

内容		自己負担が 1割の場合
訪問看護 ステーション から	20分未満	303円
	30分未満	451円
	30分以上 1時間未満	794円
	1時間以上 1時間30分未満	1,090円
理学療法士等による訪問		284円
病院または 診療所から	20分未満	256円
	30分未満	382円
	30分以上 1時間未満	553円
	1時間以上 1時間30分未満	814円

○訪問看護（1回あたり）

内容		自己負担が 1割の場合
訪問看護 ステーション から	20分未満	314円
	30分未満	471円
	30分以上 1時間未満	823円
	1時間以上 1時間30分未満	1,128円
理学療法士等による訪問		294円
病院または 診療所から	20分未満	266円
	30分未満	399円
	30分以上 1時間未満	574円
	1時間以上 1時間30分未満	844円

★各種加算追加前の料金を記載しています。（令和6年6月より適用）  
詳細な料金については事業所にお問合せください。

<p>● 血圧や脈拍など病状のチェック</p> <p>血圧を計ります</p>	<p>● 床ずれの予防や処置</p>	<p>● 経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置</p>
<p>● 食事や入浴、排せつの介助</p>	<p>● 機能訓練</p>	<p>● ターミナルケア（終末期医療）</p>

## ● 在宅サービス（訪問系）

## 訪問入浴介護

要支援  
1・2介護予防  
訪問入浴介護

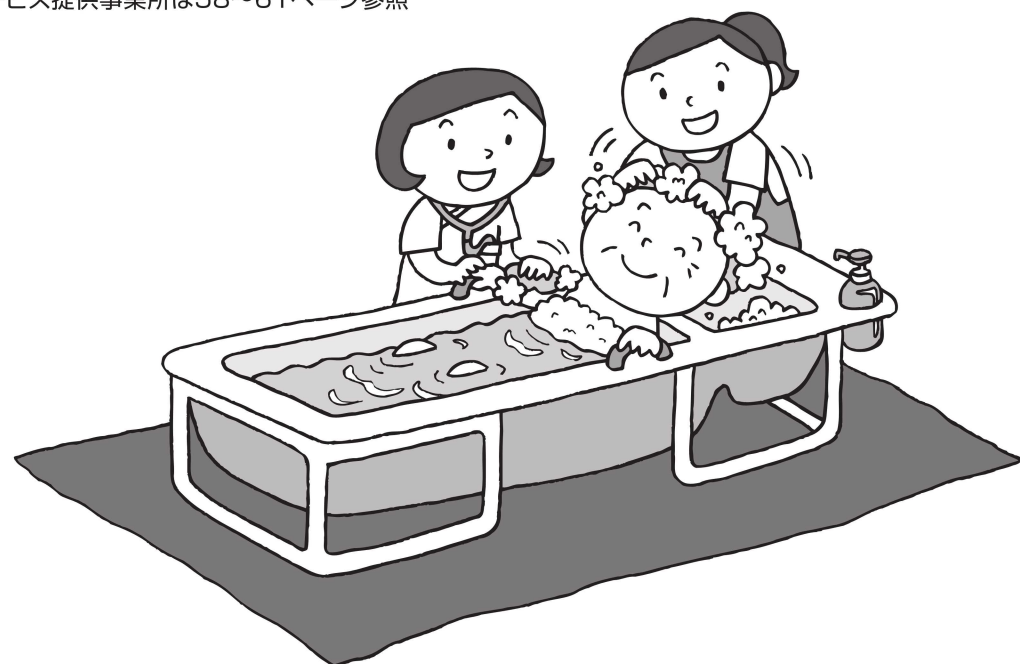
居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに、訪問による入浴介護が提供されます。

サービス提供事業所は58～61ページ参照

要介護  
1～5

訪問入浴介護

介護専用浴槽を自宅に運び、入浴サービスを利用できます。看護師や介護福祉士なども同行します。



## ～自己負担のめやす～

○介護予防訪問入浴介護（1回あたり）

内容	自己負担が1割の場合
全身入浴	856円

○訪問入浴介護（1回あたり）

内容	自己負担が1割の場合
全身入浴	1,266円

★各種加算追加前の料金を記載しています。（令和6年6月より適用）  
詳細な料金については事業所にお問合せください。

## ● 在宅サービス（訪問系）

## 訪問リハビリテーション

要支援  
1・2介護予防訪問  
リハビリテーション

通院が困難で、病状が落ち着いて在宅で療養できるようになった人に、医師の指示により、理学療法士(PT)などが自宅に訪問し、筋力などの維持回復や日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションのサービスを受けられます。

サービス提供事業所は58～61ページ参照

要介護  
1～5訪問  
リハビリテーション

## ～主なサービス内容～

- 機能回復のための訓練、作業補装具の利用による機能訓練（作業療法）
- マッサージ、運動、入浴などによる機能訓練（理学療法）

など



## ～自己負担のめやす～

○介護予防訪問リハビリテーション（1回あたり）

内容	自己負担が1割の場合
訪問リハビリテーション	298円

○訪問リハビリテーション（1回あたり）

内容	自己負担が1割の場合
訪問リハビリテーション	308円

★各種加算追加前の料金を記載しています。（令和6年6月より適用）  
詳細な料金については事業所にお問合せください。

## ● 在宅サービス（訪問系）

## 居宅療養管理指導

要支援  
1・2介護予防  
居宅療養管理指導要介護  
1~5

居宅療養管理指導

通院または通所が困難な場合、医師または歯科医師の指示に基づき薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導が受けられます。

なお、診療や投薬・検査・処置などを受けた場合には、別途医療の費用がかかります。サービス提供事業所は58~61ページ参照



## ～自己負担のめやす～

## ○介護予防居宅療養管理指導／居宅療養管理指導（1回あたり）

職種	自己負担が1割の場合		
	適用 (利用限度回数は1月に2回)	単一建物居住者であって 在宅の利用者	同一建物居住者であって通院が 困難な利用者(2人以上9人以下)
医師が行う場合	—	515円	487円
歯科医師が行う場合	—	517円	487円
薬剤師が行う場合	病院又は診療所	566円	417円
	薬局	518円	379円
管理栄養士が行う場合	—	545円	487円
歯科衛生士が行う場合	—	362円	326円

★各種加算追加前の料金を記載しています。(令和6年6月より適用)  
詳細な料金については事業所にお問合せください。

## ● 在宅サービス（通所系）

## 通所介護 (デイサービス)

要介護  
1~5

通所介護

デイサービスに通い、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の支援や機能訓練(運動器の機能向上など)を行います。

要支援認定者の方は、市が行う総合事業サービスで提供されます。(64~67ページ)  
サービス提供事業所は58~61ページ参照

## ～主なサービス内容～

- 看護師などによる健康チェックや日常動作訓練
- 入浴や食事の提供  
★食費については自己負担となります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流

## ～自己負担のめやす～

## ○7時間以上8時間未満のサービスの金額（自己負担1割の場合）

要介護度	1日あたり基本料金 通常規模の事業所	主な加算の項目		加算金額 ※自己負担額1割の場合	概要
		入浴介助加算	個別機能訓練加算		
要介護1	658円	I	II	40円	1日あたり
要介護2	777円			55円	
要介護3	900円	(I)イ	56円	1月あたり	
要介護4	1,023円	(II)ロ	76円		
要介護5	1,148円	(II)	20円		

★各種加算追加前の料金を記載しています。(令和6年6月より適用)  
以下の項目以外にも加算があります。詳細な金額については事業所にお問合せください。

+



## ● 在宅サービス（通所系）／地域密着型サービス※

### ※地域密着型サービスとは

要支援・要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅・地域で生活が継続できるように、身近な地域で提供され、原則として本市の被保険者のみが利用できるサービスです。

要介護  
1~5

### 地域密着型通所介護

定員が18人以下のデイサービスに通い、入浴、排せつ、食事といった日常生活上の支援や機能訓練を行います。

サービス提供事業所は58~61ページ参照

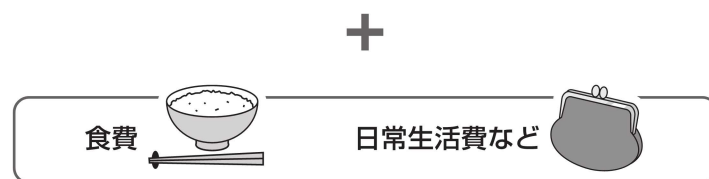
### ～自己負担のめやす～ (7時間以上8時間未満)

#### ○地域密着型通所介護(1日あたり)

要介護度	自己負担が1割の場合	主な加算の項目		加算金額 ※自己負担額1割の場合	概要
要介護1	753円	入浴介助加算	I	40円	1日あたり
要介護2	890円		II	55円	
要介護3	1,032円	個別機能訓練加算	(I)イ	56円	1月あたり
要介護4	1,172円		(II)ロ	76円	
要介護5	1,312円		(II)	20円	

★各種加算追加前の料金を記載しています。(令和6年6月より適用)

以下の項目以外にも加算があります。詳細な金額については事業所にお問合せください。



## ● 在宅サービス（通所系）／地域密着型サービス

要支援  
1・2

### 介護予防認知症 対応型通所介護

要介護  
1~5

### 認知症対応型 通所介護

認知症の人を対象に、デイサービスセンターで専門的なケアをはじめ、食事や入浴といった日常生活上の支援やその方の目標に合わせた機能訓練を行います。

サービス提供事業所は58~61ページ参照

### ～自己負担のめやす（7時間以上8時間未満）～

#### ○介護予防認知症対応型通所介護(1日あたり)

要介護度	自己負担が1割の場合
要支援1	861円
要支援2	961円

#### ○認知症対応型通所介護(1日あたり)

要介護度	自己負担が1割の場合
要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

★各種加算追加前の料金を記載しています。  
(令和6年6月より適用)  
詳細な料金については事業所にお問合せください。



● 在宅サービス（通所系）

# 通所リハビリテーション (デイケア)

要支援  
1・2

介護予防通所  
リハビリテーション

要介護  
1~5

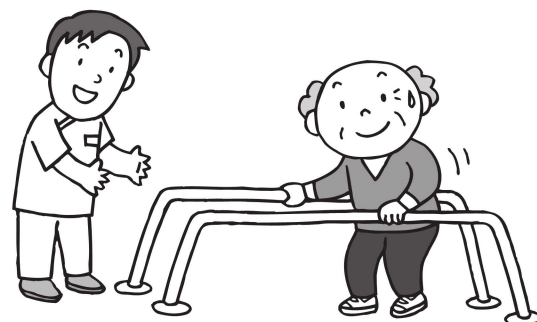
通所  
リハビリテーション

医師の指示に基づき、介護老人保健施設や医療機関などで心身の機能維持回復、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

サービス提供事業所は58~61ページ参照

### ～主なサービス内容～

- 医師の指示に基づく理学療法士、作業療法士などによる機能訓練
- 食事の提供や入浴の介助  
★食費については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流



### ～自己負担のめやす～

○介護予防通所リハビリテーション(1月あたり)

内容	要介護度	自己負担が1割の場合
(共通的サービス) ★送迎、入浴を含む	要支援1	2,268円
	要支援2	4,228円

○通所リハビリテーション(1日あたり)

内容	要介護度	自己負担が1割の場合
通常規模型 7時間以上 8時間未満 ★送迎を含む	要介護1	762円
	要介護2	903円
	要介護3	1,046円
	要介護4	1,125円
	要介護5	1,379円

★各種加算追加前の料金を記載しています。(令和6年6月より適用)  
詳細な料金については事業所にお問合せください。



## ○メモ○

Large dotted-line area for notes.

● 在宅サービス（宿泊系）

# ショートステイ

(短期入所生活介護)  
(短期入所療養介護)

要支援  
1・2

介護予防短期入所  
生活介護/介護予防  
短期入所療養介護

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)などに短期間入所して、入浴、排泄、食事などの介護やその他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。  
ただし、宿泊費、食費、日常生活費などは自己負担になります。  
療養介護を利用する場合は、医師の指示に基づき提供されます。  
サービス提供事業所は58～61ページ参照

要介護  
1～5

短期入所生活介護/  
短期入所療養介護

- 食事\*、入浴、排せつの介助
- 理学療法士などによる機能訓練
- 看護師などによる機能訓練
- 医師の診療（短期入所療養介護の場合）

\*食費、滞在費については別途自己負担があります。



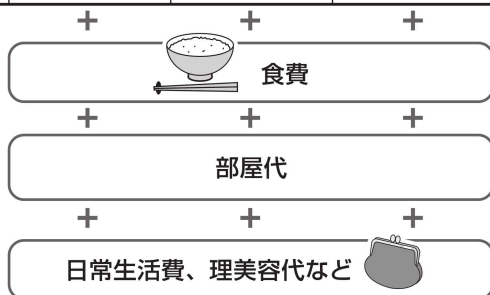
## ショートステイを利用するときの注意点

- 連続して利用できる日数は30日までです。
- 連続して30日を超えない日数であっても、通算の利用日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことをめやすとしています。

### ～サービス費用のめやす～(自己負担が1割の場合)

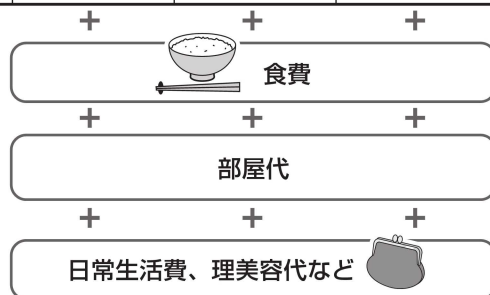
○介護予防短期入所生活介護(併設型の場合)

利用料(1日あたり)			
要介護度	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円



○介護予防短期入所療養介護

利用料(1日あたり)			
要介護度	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要支援1	613円	579円	624円
要支援2	774円	726円	789円

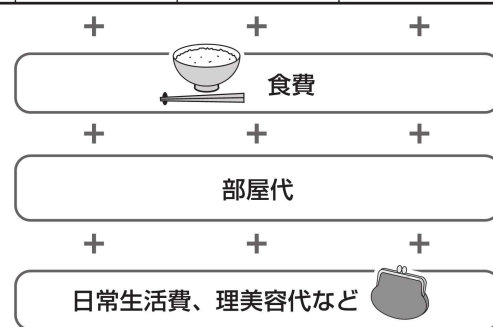


★各種加算追加前の料金を記載しています。(令和6年6月より適用)  
詳細な料金については事業所にお問合せください。

### ～自己負担のめやす～(自己負担が1割の場合)

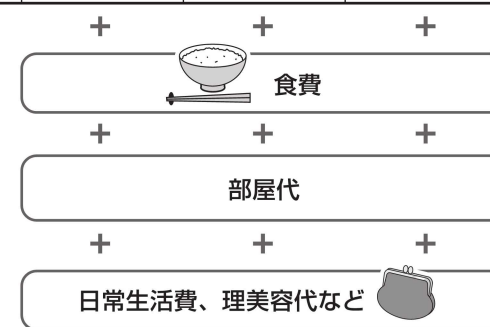
○短期入所生活介護(併設型の場合)

利用料(1日あたり)			
要介護度	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円



○短期入所療養介護

利用料(1日あたり)			
要介護度	多床室	従来型個室	ユニット型個室
要介護1	830円	753円	836円
要介護2	880円	801円	883円
要介護3	944円	864円	948円
要介護4	997円	918円	1,003円
要介護5	1,052円	971円	1,056円



- ◇オムツ代は介護保険に含まれます。
- ※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(22ページ～)
- ★各種加算追加前の料金を記載しています。(令和6年6月より適用)  
詳細な料金については事業所にお問合せください。

## ●在宅サービス(訪問・通い・泊まり) / 地域密着型サービス

要支援  
1・2

介護予防小規模  
多機能型居宅介護

要介護  
1~5

小規模多機能型  
居宅介護

1つの事業所で通いのサービスを中心に、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事の世話など、日常生活上の必要となる支援や機能訓練を行います。  
サービス提供事業所は58~61ページ参照

### ～自己負担のめやす(1月あたり)～

#### ○介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護度	自己負担が1割の場合
要支援1	3,450円
要支援2	6,972円

★注意を必要とする認知症の利用者に対する「認知症加算」や事業所の職員の体制(資格保有者の割合や勤続年数など)による「サービス提供体制強化加算」などが加算される場合があります。

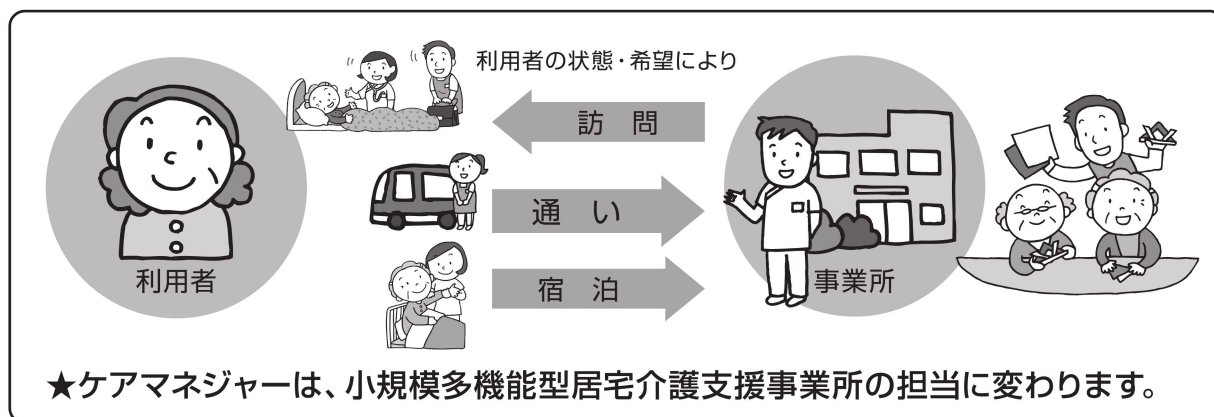
#### ○小規模多機能型居宅介護

要介護度	自己負担が1割の場合
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

+



★各種加算追加前の料金を記載しています。(令和6年6月より適用)  
詳細な料金については事業所にお問合せください。



## ●在宅サービス(居住系) / 地域密着型サービス

要支援  
2

介護予防認知症  
対応型共同生活介護  
(グループホーム)

要介護  
1~5

認知症対応型共同  
生活介護  
(グループホーム)

※要支援1の人は利用できません。

認知症高齢者に対し、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事の世話などの支援や、機能訓練を行います。  
★ショートステイが利用できる場合もあります(費用は異なります)。  
サービス提供事業所は58~61ページ参照

### ～自己負担のめやす(1日あたり)～

#### ○介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

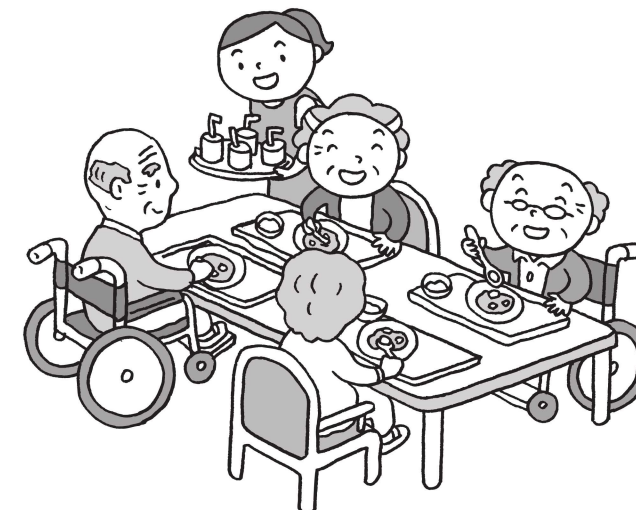
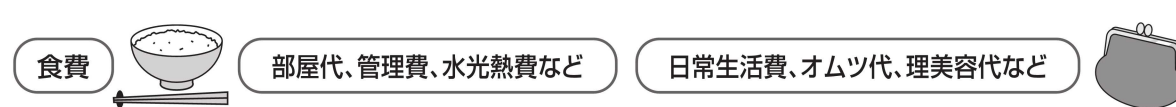
要介護度	自己負担が1割の場合
要支援2	761円

★各種加算追加前の料金を記載しています。(令和6年6月より適用)  
詳細な料金については事業所にお問合せください。

#### ○認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

要介護度	自己負担が1割の場合
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

+





● 在宅サービス

# 福祉用具貸与

要支援  
1・2

介護予防  
福祉用具貸与

要介護  
1~5

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。  
福祉用具専門相談員は利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行います。  
サービス提供事業所は58~61ページ参照

## 福祉用具貸与の対象品目

要介護度	対象品目
要支援 1・2 要介護 1~5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行器</li> <li>・歩行補助つえ</li> <li>・手すり（工事をとまなわないもの）</li> <li>・スロープ（工事をとまなわないもの）</li> </ul>
要介護 2以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊寝台</li> <li>・特殊寝台付属品</li> <li>・床ずれ防止用具</li> <li>・体位変換器</li> <li>・車いす</li> <li>・車いす付属品</li> <li>・認知症老人徘徊感知機器</li> <li>・移動用リフト（つり具の部分を除く）</li> </ul>
要介護 4・5 の人のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動排泄処理装置</li> </ul>

※保険給付の対象となる用具は、要支援・要介護度によって異なります。  
ただし必要と認められる場合は、例外的に対象となります。




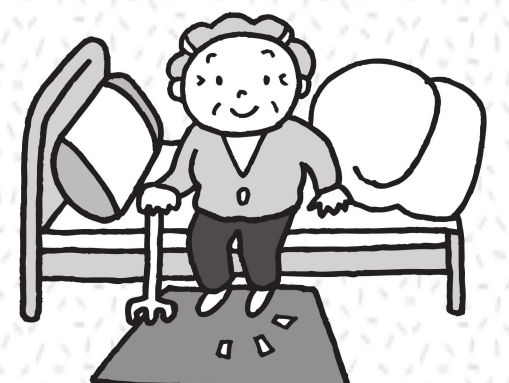
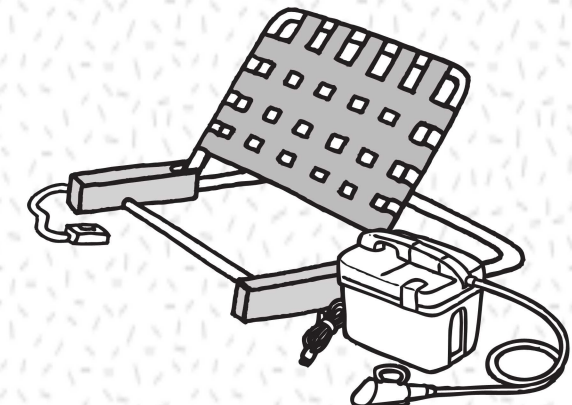

## ～サービス費用～

### ○介護予防福祉用具貸与／福祉用具貸与

内容	サービス費用（自己負担は1割から3割）
福祉用具のレンタル	対象品目によって異なります

※適切な価格で福祉用具を利用しましょう。  
※福祉用具貸与について、平成30年10月から商品ごとの全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定がされています。※福祉用具を貸与する場合は、利用者の状態に応じた福祉用具の選定やケアマネジャーとの連携を強化するため、利用者ごとに個別サービス計画の作成が義務付けられています。

★令和6年度より  
一部福祉用具※の貸与と販売の選択制が導入されます。（※以下「◎」となっている福祉用具）  
担当ケアマネジャーと相談の上、選択してください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>●車いす</li> <li>●車いす付属品</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特殊寝台</li> <li>●特殊寝台付属品</li> <li>●床ずれ防止用具</li> </ul> 
<ul style="list-style-type: none"> <li>●手すり</li> <li>◎スロープ</li> <li>◎歩行器</li> <li>◎歩行補助つえ</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症老人徘徊感知機器 「離床センサー」など</li> </ul> 
<ul style="list-style-type: none"> <li>●体位変換器 「起き上がり補助装置」など</li> <li>●自動排泄処理装置</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移動用リフト (つり具の部分を除く) 「階段移動用リフト」など</li> </ul> 

## 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給について

❗ 購入するお店を確かめましょう。

県の指定を受けたお店で購入しましょう。  
指定を受けていないお店で購入した場合は、給付を受けられませんので注意してください。

次の書類を介護保険担当窓口へ提出してください。  
詳細については、ケアマネジャーまたは介護保険担当窓口にご確認ください。

### 申請に必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 添付書類
  - ① 領収書  
複数の福祉用具を購入した場合は、用具ごとに購入費がわかるようにしてください。
  - ② 福祉用具のパンフレット等  
商品名、製造事業者及び販売事業者名がわかるようにしてください。
  - ③ 介護支援専門員等の作成した居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書の写し
  - ④ 販売事業者が交付する販売証明書（申請書に証明がある場合は不要）
- (3) その他
  - 委任状（申請書の裏面に記載。）  
支給される購入費を被保険者以外の預（貯）金口座に振り込む場合に必要です。
  - 医学的な所見が確認できるもの  
排泄予測支援機器を購入する場合に必要です。

★ 福祉用具を購入するときは、介護支援専門員（ケアマネジャー）等とよく相談してから購入しましょう。

- ▶ 支給方法  
被保険者（被保険者の委任を受けた者を含む。）の預（貯）金口座、または販売業者に振り込みます。
- ▶ 時期  
月末に申請書の受付を締め切り、翌月申請内容を審査の結果、承認されれば翌々月に購入費の支給を行います。  
ただし、書類の不備などにより支給が遅くなる場合もあります。

福祉用具購入費の支給限度額（10万円）は、毎年4月からの1年間で管理されます。また、この期間における同一種目の福祉用具の購入は、原則的にはできません。

しかし、同一種目でも用途及び機能の異なるもの、破損した場合等では取り扱いが異なりますのでケアマネジャーにご確認ください。

## ● 在宅サービス

# 特定福祉用具販売

（福祉用具購入費の支給） 上限年間10万円

★令和6年4月からの変更点  
福祉用具の一部の種目が、ケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できるようになりました。

要支援  
1・2

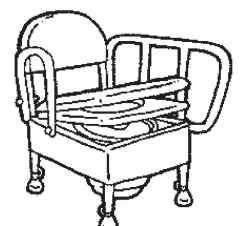
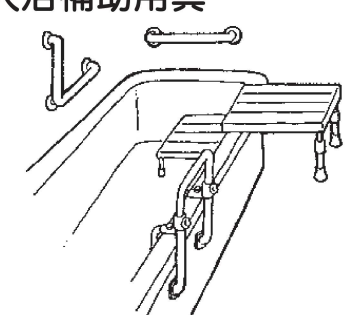
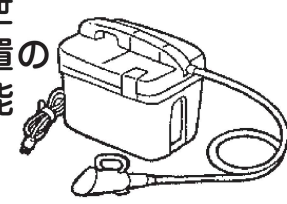
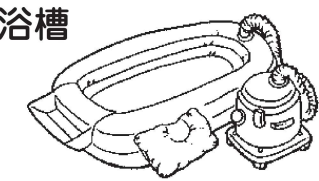

特定介護予防  
福祉用具販売

要介護  
1～5

特定福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売します。  
サービス提供事業所は58～61ページ参照

## 支給対象となる福祉用具

<p><b>腰掛便座</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●和式便器の上に置いて腰掛け式に変えるもの</li> <li>●洋式便器の上に置いて高さを補うもの</li> <li>●移動可能(居室にて使用できる)なもの</li> </ul> <p>★工事を伴う便器の取り替えは「住宅改修費の支給」の対象となります。</p>	<p><b>入浴補助用具</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●入浴用いす</li> <li>●浴槽内いす</li> <li>●浴槽用手すり</li> <li>★浴槽の縁を挟み込んで固定できるもの</li> <li>●入浴台</li> <li>★浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にできるようにするもの</li> <li>●浴室内すのこ</li> <li>★浴室の床の段差を解消できるもの</li> <li>●浴槽内すのこ</li> <li>★浴槽の底の高さを補うもの</li> <li>●入浴用介助ベルト</li> </ul>
<p><b>自動排泄処理装置の交換可能部品</b></p>  <p>尿や便を自動的に吸引するもの</p>	<p><b>簡易浴槽</b></p>  <p>空気式または折りたたみ式等で簡単に移動ができるもの</p> <p><b>移動用リフトのつり具部分</b></p>  <p>★移動用リフト本体は「福祉用具の貸与」の対象となります。</p> <p><b>排泄予測支援機器</b></p> <p>★膀胱内の状態を感知し、排尿の機会を自動で通知するもの</p>

## ● 福祉用具購入費の支給を利用する手順（償還払いの場合） ●

購入にかかった費用をいったん全額自己負担し、牧之原市へ領収書等を添えて提出すると、保険給付分があとから支給されます。自己負担は1割（一定以上所得者は2割または3割）です。

### 1 福祉用具を購入します

ケアマネジャーに相談して必要な福祉用具を購入します。購入の費用はいったん全額自己負担します。

※購入の際に製造業者・販売業者を確認し、領収書を忘れずにもらいましょう。

### 2 牧之原市へ申請します

所定の申請書に領収書、パンフレット、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画を添えて、市に申請します。

### 3 保険給付分が支給されます

給付対象商品であることが確認され、上限額内で購入費の保険給付分が支給されます。【償還払い】

【受領委任払い】については別紙参照

※福祉用具を購入する場合、利用者ごとに個別サービス計画の作成が義務付けられています。

● 在宅サービス

# 住宅改修費支給

上限20万円

要支援  
1・2

介護予防  
住宅改修費支給


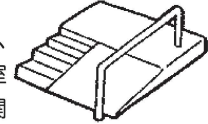



要介護  
1~5

住宅改修費支給

心身の機能が低下している高齢者の自宅での生活支援のために、手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修を行う場合には、その費用の保険給付分が住宅改修費として支給されます。支給限度額は改修時に住んでいる住宅につき20万円です。

※複数の事業者から見積りを取るようしてください。  
サービス提供事業所は58~61ページ参照

## 支給対象となる住宅改修

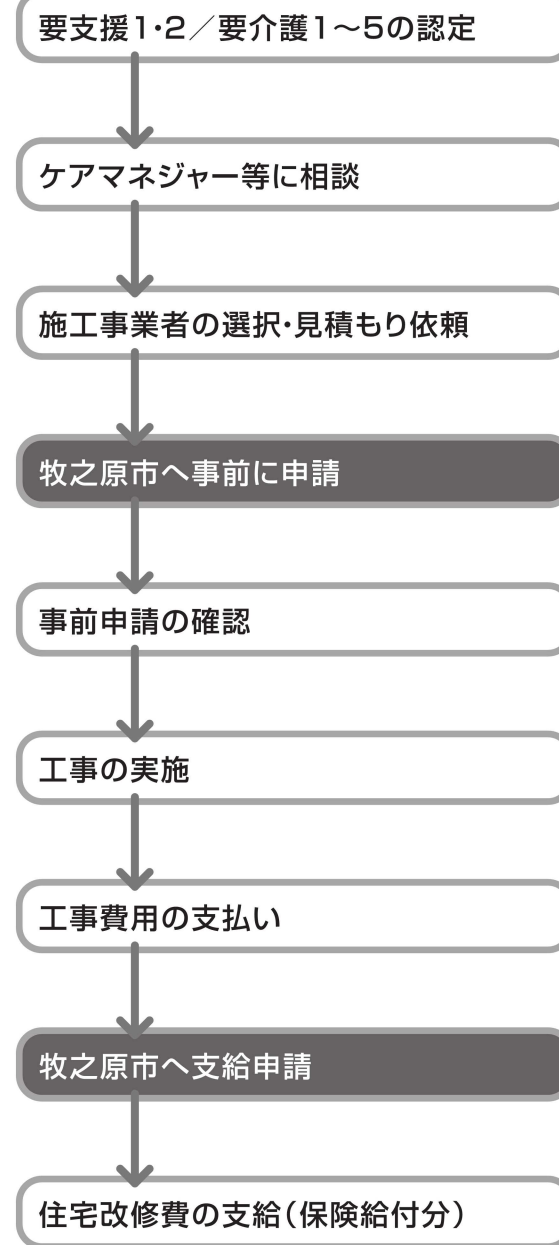
<p><b>①手すりの取り付け</b></p> <p>廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒防止や移動補助のための手すりを取り付けます。</p>  <p>★取り付け工事の伴わない床置きや、便器を囲んで置いて使用する手すりは「福祉用具の貸与」の対象となります。</p>	<p><b>②段差の解消</b></p> <p>居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の段差および玄関から道路までの通路等の段差を解消するために、敷居を低くしたりスロープを設置するなどの改修です。</p>  <p>★取り付け工事を伴わないスロープは「福祉用具の貸与」、浴室用すのこでの段差解消は「福祉用具購入費の支給」の対象となります。</p>	<p><b>③滑りの防止や、移動を円滑にするために床または通路面の材料の変更</b></p>  <p>居室を畳敷きから板張りやビニール系床材等に変更。浴室の床を滑りにくいものに変更。通路面においては滑りにくい舗装材への変更など。</p>
<p><b>④引き戸などへの扉の取り替え</b></p> <p>開き戸を引き戸や折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替え。ドアノブの変更や戸車の設置も含まれます。</p>  <p>★「引き戸の新設」も対象となる場合があります。 ★自動ドアにした場合は、動力部分の費用は保険給付の対象にはなりません。</p>	<p><b>⑤洋式便器などへの便器の取り替え</b></p> <p>和式便器を洋式便器に取り替える場合など。</p>  <p>★据置きの腰掛便座の設置は「福祉用具購入費の支給」の対象となります。</p>	<p><b>①~⑤の改修に伴って必要となる住宅改修も支給対象となります。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●手すり取り付けのための壁の下地補強</li> <li>●床材の変更のための下地の補修や通路面の材料変更のための路盤整備</li> <li>●扉の取り替えなどに伴う壁や柱の改修</li> <li>●便器の取り替えや浴室の段差解消に伴う給排水設備工事 など</li> </ul>

介護保険給付の対象となる住宅改修を行う場合は、必ず事前に牧之原市に申請してください。工事にかかった費用について、必要な書類をそろえて牧之原市へ提出すると、事前の申請書と照らし合わせ、その工事内容が介護保険の給付対象であると認められた場合に、保険給付分(20万円を限度額として、費用の保険給付分)が利用者、または施工事業所に支給されます。

介護保険で  
利用できる  
上限は20万円

## ● 住宅改修費の支給を利用する手順 (償還払いの場合) ●

### 手続きの流れ



### 事前申請に必要な書類

- 住宅改修が必要な理由書  
(ケアマネジャー等に記入を依頼します。)
- 住宅改修の承諾書  
(住宅改修を行った人と住宅所有者が異なる場合)
- 工事費の見積書
- 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの  
(写真又は簡単な図を用いたもの)
- 住宅改修工事前の写真  
(工事前の状態が確認できる写真)  
【撮影日がわかるもの】(黒板等に日付明記)

事前申請していただいた申請(改修)内容について、事前申請の確認結果が示されます。必ず給付対象となる改修内容を確認してください。

ケアマネジャー等のアドバイス(工事箇所をケアマネジャーが事前確認)をもとに、業者に工事を依頼します。

### 支給申請に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の本人あての領収書
- 工事費内訳書  
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してあるもの
- 住宅改修工事後の写真  
【撮影日がわかるもの】(黒板等に日付明記)
- 委任状(支給される住宅改修費を被保険者以外の預金口座に振り込む場合)

#### ▶ 支給方法

被保険者(被保険者から委任を受けた者を含む)の預(貯)金口座、または施工事業所に振り込みます。

#### ▶ 時期

月末に申請書の受付を締め切り、翌月申請内容を審査の結果、承認されれば翌々月に改修費を支給します。ただし、書類の不備などにより支給が遅くなる場合もあります。

居室介護住宅改修費の支給と介護予防住宅改修費の支給は、同一の支給限度額で、統一的に管理されます。以前に住宅改修費の支給を受けている場合は、支給限度額(20万円)から既に支給を受けた額を差し引いた額が支給限度額となりますが、著しい介護状態の変化や転居等により、取り扱いが異なりますのでケアマネジャー又は介護保険担当窓口にご確認ください。